

山梨県公報

号外第十二号

平成二十六年

三月十二日

水曜日

目次

規則

- 山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……………一
○山梨県自然環境保全条例施行規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第一号

山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十六年三月十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

山梨県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十三年山梨県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第二十二条」を「第十五条」に改め、同条第四項中「第二十二条の三」を「第十七条」に改める。

第二号様式中「5 人工ペースメーカー (有・無)

人工弁移植、弁置換 (有・無)

「5 ペースメーカー (有・無)

を 人工弁移植、弁置換 (有・無)

「6 ペースメーカーの適応度 (クランシ・クランロ・クランⅢ

7 身体活動能力(運動強度) (メッツ)

)に改める。

「

第九号様式中「第22条」を「第15条」に、「更生支援」を「社会参加の支援」に

改める。

第十一号様式中「第22条③」を「第17条」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の山梨県身体障害者福祉法施行細則第二号様式による身体障害者診断書・意見書は、平成二十六年六月三十日までに限り、この規則の施行の日前に身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師が身体に障害のある者に交付したこの規則による改正前の山梨県身体障害者福祉法施行細則第二号様式による身体障害者診断書・意見書をもってこれに代えることができる。

山梨県規則第二号

山梨県自然環境保全条例施行規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県自然環境保全条例施行規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則(山梨県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県自然環境保全条例施行規則(昭和四十七年山梨県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「歴史景観保全地区」の下に、「世界遺産景観保全地区」を加え、

同条中「次の各号」を「次」に改め、同条第一号イ中「次号、第十一条第一号、同条

第二号及び同条第三号において」を「以下」に改め、同条中第二号を第三号とし、第

一号の次に次の一号を加える。

二 世界遺産景観保全地区

建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

太陽光発電設備 太陽電池モジュールの総面積一平方メートル

第九条の見出し及び同条中「歴史景観保全地区」の下に、「世界遺産景観保全地区」を加え、同条第三号及び第四号中「行なう」を「行う」に改める。

第十一条中「次の各号」を「次」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号を第

三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 世界遺産景観保全地区

見の聴取

附則

この規則は、公布の日から施行する。

建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

太陽光発電設備 太陽電池モジュールの総面積一万平方米

第十三条中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第五号中「自然保存地区の普通地区（景観保存地区、歴史景観保全地区、自然活用地区、自然造成地区）内行為届出書」を「自然保存地区の普通地区（景観保存地区、歴史景観保全地区、自然活用地区、自然造成地区）内行為届出書」に改める。

第五号様式（建築物のその他の工作物の新築、改築または増築の場合）中「建築物」を「建築物」及び「または」を「又は」及び「自然保存地区の普通地区（景観保存地区・歴史景観保全地区・自然活用地区・自然造成地区）内行為届出書」を「自然保存地区の普通地区（景観保存地区・歴史景観保全地区・世界遺産景観保全地区・自然活用地区・自然造成地区）内行為届出書」及び「の規定」を「の規定」及び「自然活用地区・自然造成地区）内に」を「世界遺産景観保全地区・自然活用地区・自然造成地区）内に」に改める。

（山梨県事務決裁規則の一部改正）

第二条 山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の表みどり自然課の部三の款中29の項を32の項とし、28の項を31の項とし、同款27の項中「26」を「29の項」に改め、同項を同款30の項とし、同款中26の項を29の項とし、25の項を28の項とし、同款24の項中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に改め、同項を同款27の項とし、同款23の項を同款26の項とし、同款22の項中「第二十条」を「第二十条第一項」に改め、同項を同款23の項とし、同項の次に次のように加える。

24	第二十条第二項の規定による勧告の内容等の公表		○	
25	第二十条第三項の規定による意見を述べる機会の付与	○		

別表第二の五の表みどり自然課の部三の款中21の項を22の項とし、20の項を21の項とし、19の項の次に次のように加える。

20	第十七条第四項（第二十条第四項及び第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による行為の禁止等の命令等に係る山梨県環境保全審議会の意	○		
----	---	---	--	--